

大館市川口地区ほか公共下水道整備事業

事業者選定結果

平成29年12月

秋田県大館市

平成29年7月14日に公告した「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」（以下、「本事業」という。）について、大館市川口地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による選定結果を踏まえ、本事業の優先交渉権者を決定したので、その評価結果を公表する。

平成29年12月27日

大館市下水道事業
大館市長 福原 淳嗣

目 次

1. 事業者選定の経緯等.....	1
1-1. 事業者選定の経緯.....	1
1-2. 事業者選定方式.....	1
1-3. 事業者選定方法及び手順.....	1
2. 審査の手順.....	2
3. 事業者選定の体制.....	3
3-1. 事業者選定の体制.....	3
3-2. 審査委員会.....	3
4. 審査結果.....	3
4-1. 応募資格の審査.....	3
4-2. 提案内容の審査.....	4
4-3. 総合評価.....	6
5. 優先交渉権者の決定.....	6

1. 事業者選定の経緯等

1-1. 事業者選定の経緯

事業者選定までの主な経緯は、以下のとおりである。

日 程	経 緯
H29年4月24日	実施方針の公表
H29年7月14日	募集要項の公表
H29年11月15日～17日	提案書類の受付
H29年11月29日	提案内容の審査 プレゼンテーション・ヒアリングの実施
H29年12月15日	提案内容の審査、事業者の選定
H29年12月26日	審査講評の公表
H29年12月27日	事業者選定結果の公表

1-2. 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計・施工監理及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式で実施した。

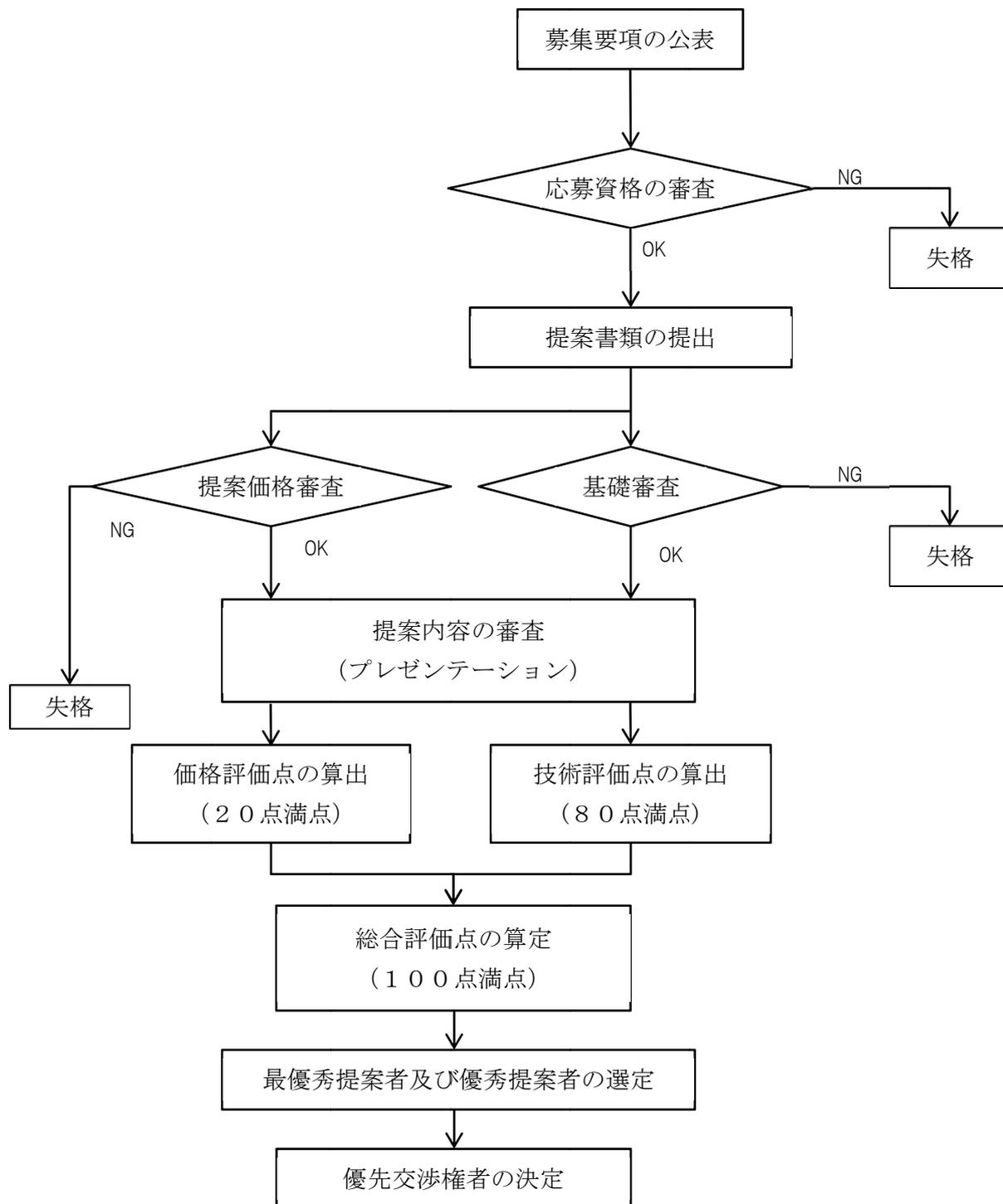
1-3. 事業者選定方法及び手順

事業者の選定は、大館市（以下、「本市」という。）が応募資格の審査及び提案内容の審査を行った。

応募資格の審査は、応募参加資格要件について審査を行い、提案内容の審査については、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の基礎審査を行った。

2. 審査の手順

審査の手順は次のとおりである。



3. 事業者選定の体制

3-1. 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、本市が提案価格の審査及び基礎審査を行ったうえで、本市が設置した学識経験者等で構成される審査委員会において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者の選定を行い、本市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者として決定した。

3-2. 審査委員会

審査委員会の構成は、表3.1のとおりである。

表 3.1 審査委員会 委員

	氏名	所属名	備考
委員長	森田 弘昭	日本大学生産工学部土木工学科 教授	
副委員長	小笠原 吉張	東北職業能力開発大学校附属 秋田職業能力開発短期大学校 住居環境科 主幹・教授	
審査委員	田口 秀男	秋田県建設部下水道課 課長	
審査委員	飯泉 信夫	大館市総務部企画調整課 総合戦略推進室 政策監	
審査委員	佐藤 伸雄	大館市産業部農林課 主任	

(敬称略)

4. 審査結果

4-1. 応募資格の審査

応募者は、以下の1グループである。本市は、代表企業及び構成企業が、募集要項に示す応募参加資格の要件を満たしているかどうかを審査した。この結果、すべての企業が応募参加資格の要件を満たしていることを確認した。

応募者番号1番 【 佐藤・花岡・佐藤吉・笹谷・伊藤羽州・オリジナル設計企業体 】

代表企業（建設企業） 佐藤建設株式会社
構成員（建設企業） 花岡土建株式会社
構成員（建設企業） 佐藤吉株式会社
構成員（建設企業） 株式会社笹谷建設
構成員（建設企業） 株式会社伊藤羽州建設
構成員（設計企業） オリジナル設計株式会社 秋田事務所

4-2. 提案内容の審査

(1) 基礎審査

本市は、応募者の提案書に記載されている事項が、要求水準書に定めた要求水準を満たしているかについて審査を行った。この結果、応募者の提案書に記載されている事項が、要求水準書に定めた要求水準を満たしていることを確認した。

(2) 技術評価審査

提案価格の審査及び基礎審査後、審査委員会は、応募者によるプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、応募者が提出した提案内容に対して、下記に示す審査項目及び技術評価点の得点化方法により得点化を実施した。

表 4.1 審査項目

大項目	中項目		点数配分
(1) 会社概要	①	設計企業の実績	5
	②	建設企業の実績	5
(2) 提案概要について	①	工事概要	5
	②	工事の確実性	8
	③	近隣住民への対応	5
(3) 設計・施工計画について	①	設計の考え方	8
	②	施工計画	8
(4) 工期や性能に対する安全性	①	工期の確実性	5
	②	性能保証を行うための方策等	8
(5) 緊急時の対応	①	緊急事態発生時の対応	5
(6) ライフサイクルコスト	①	月間あたりの使用電力量(kwh/月)	8
	②	ライフサイクルコスト	10
合 計			80

表 4.2 技術評価点の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.60
C	やや優れている	配点×0.30
D	特に優れている点が認められない	配点×0.00

(3) 技術評価審査(技術評価点)の結果

審査委員会は、以下に示す内容により技術評価点（80点満点）に対して、技術評価における妥当性の判断基準を、B評価（優れている）の60%以上であることを前提に審査を行った。前項の審査方法に基づく応募者番号1番の技術評価点の合計得点は、55.1点（68.9%）の得点結果となり、妥当であると判断した。

大項目	中項目		点数配分	応募者番号1番の得点
(1) 会社概要	①	設計企業の実績	5	3.5
	②	建設企業の実績	5	4.0
(2) 提案概要について	①	工事概要	5	4.0
	②	工事の確実性	8	8.0
	③	近隣住民への対応	5	4.2
(3) 設計・施工計画について	①	設計の考え方	8	7.2
	②	施工計画	8	8.0
(4) 工期や性能に対する安全性	①	工期の確実性	5	4.6
	②	性能保証を行うための方策等	8	6.6
(5) 緊急時の対応	①	緊急事態発生時の対応	5	5.0
(6) ライフサイクルコスト	①	月間あたりの使用電力量(kwh/月)	8	0.0
	②	ライフサイクルコスト	10	0.0
合 計			80	55.1

※事業者選定基準に基づき、技術評価点の合計点は、小数点第1位とした。

(4) 提案価格の審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることの審査を行った。

(5) 提案価格の審査(価格評価点)の結果

本市は、応募者が提出した提案価格に対して、次式により得点化を行い、提案価格が見積上限価格以内であることから妥当であると判断した。

価格評価点の計算にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入し小数点第2位とした。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{ 点} \times (1 - \text{応募者の提案価格(税抜)} \div \text{見積上限価格(税抜)})$$

項目	応募者番号1番の得点
見積上限価格	1,491,980,000 円
提案価格	1,476,700,000 円
価格評価点	0.20

4-3. 総合評価

審査委員会は、技術評価点と価格評価点の合計を次式に基づいて加算した値を総合評価点とした。

本事業は、技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用していることから、審査委員会は、提案内容を踏まえた技術評価を重視した。

応募者番号1番の技術評価点の合計得点は、審査委員会での技術評価の判断基準を満たしており、提案価格においても見積上限価格以内であった。

よって、審査委員会は、総合評価点が妥当であると判断し、応募番号1番を最優秀提案者として選定した。

$$\text{総合評価点(100点満点)} = \text{技術評価点(80点満点)} + \text{価格評価点(20点満点)}$$

項目	応募者番号1番の得点
技術評価点	55.1
価格評価点	0.2
総合評価点	55.3

5. 優先交渉権者の決定

本市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、応募者番号1番を本事業の優先交渉権者として決定した。